

名古屋市農業委員会 令和6年第5回総会 議 事 録

- 開催日時 令和6年5月24日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後2時54分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	16 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第31号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第32号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可取消願について

第33号議案 農地法第 4条の規定による許可申請について

第34号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第35号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第36号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第37号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第 1条の規定による意見聴取
について

第38号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和6年第5回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	熊 澤 正 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	山 口 儀 明 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員		

令和 6 年第 5 回総会（令和 6 年 5 月 24 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 5 回総会をはじめさせていただきます。 会議に先立ちまして、議案資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思います。 議案資料の 23 ページ、第 38 号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」をご覧くださいませでしょうか。受付番号 4-2 の 3 筆でございますけども、こちらの現況地目につきまして、現在「田」と記載されておりますが、こちら正しくは 3 筆とも「畑」となります。 以上、お詫びの上、訂正をさせていただきます。どうも申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 5 回総会を開会いたします。 本日は、大変暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 31 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 38 号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定して

おります。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 10 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、木村幸廣委員及び小畠盛夫委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 31 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

受付番号 3-1 につきましては、第 32 議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可取消願と関連のある案件のため、一括審議します。また、議案の報告につきましては、中川農政課

長からまとめて報告していただきます。

それでは、第 31 号議案・受付番号 3-1 及び第 32 号議案・受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

第 31 号議案及び第 32 号議案については、平成 29 年 1 月 10 日に許可された「農地法 3 条の規定による所有権移転」において、譲渡人の住所が相違していたため「農地法 3 条の規定による許可にかかる取消願」と再度正しい住所で申請する「農地法 3 条の規定による所有権移転申請」を同時に受け付けたものになります。譲渡人の住所以外は以前許可された申請と内容は変わっておりません。

それでは、5 月 8 日に担当の委員と事務局職員で現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-1 は、譲渡人の持分を譲受人 2 名に譲渡するものです。

申請地である中川区富田町大字榎津字西ナコラの 1 筆の畑は、現在ネギ、イチジク、ビワが作付けされ良好に管理されておりました。

また、その他の譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正） 委員	受付番号 4-1 につきまして、熊澤委員さん及び事務局職員とで、5 月 2 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が長男に家族間で農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区西蟹田はじめ 3 筆は畑で、トウモロコシ、タマネギ、ミカン等が作付けされ、良好に管理されていました。 なお、譲受人は新規就農の面談により、祖父の手伝いをしながら営農を学ばれ、今後も栽培技術を習得しながら営農していくことを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用する意欲ある者と認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-2 につきまして、坂野推進委員さん及び事務局職員とで、5 月 2 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区西茶屋四丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態で、良好に管理されていました。 なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利

	用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 31 号議案及び第 32 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 31 号議案及び第 32 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 33 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-1 につきまして、担当委員と事務局職員で、5 月 9 日に調査を実施しましたので、結果をご報告します。 本件につきましては、申請地において営農型太陽光発電事業を行うため、太陽光パネルの支柱の部分につき今後 3 年間の一時転用許可申請がなされたものです。なお申請地につきましては、平成 27 年 7 月農地部会において既に許可された案件であり、平成 30 年、令和 3 年と 2 度の延長の許可申請がされております。今回の申請は 3 度目の一時転用期間の延長の申請となります。

申請地である中川区富永四丁目の 4 筆は、一部農用地であり、東側及び南側は道路、西側は水路、北側は畑です。支柱以外の部分についてはエダマメ、ブロッコリー、ナツミカン、ウンシュウミカンの幼木が作付けされ、良好に管理されていました。

なお、営農型太陽光パネルの設置に伴い、農地の一時転用許可を受けるには、地域の平均単収のおおむね 8 割以上の収穫がなされ、適切に営農が行われていることという条件があります。令和 6 年 2 月 21 日に提出のあった報告書によると地域の平均単収に対する収穫量の割合はブロッコリーが 87.8 パーセント、エダマメが 79 パーセント、ナツミカンが 32 パーセントとなっております。ブロッコリーについては問題なく収穫ができており、エダマメについても 8 割を割り込む形にはなりましたが、今後 8 割の収量達成に向けて栽培を続けるとのことです。ナツミカンについては地域の平均単収の 3 割程度ではありますが、順調に生育はしているとのことです。

またウンシュウミカンについては本申請で「生育に時間を要する作物」として、栽培理由書を提出いただいております。ウンシュウミカンは令和 6 年 1 月に新たに幼木を 3 本植え付けたところであり、植え付けてから 4 年目以降に収穫を予定しております。知見を有するものとして本件にかかる意見書を作成した者によると、愛媛県庁が発表している資料でウンシュウミカンは植え付けから 30 年ほどで収穫量のピークを迎えるところあり、本農地で地域の平均単収が達成されるのはおよそ 20 年後と予測されることのご意見をいただいております。

一時転用に際し、被害防除には配慮することであり、農地復元のための誓約書の提出、撤去費用の確保、土地改良区の承諾書、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画

	書等の資料などについても提出がされております。以上のことから今回の一時転用について許可することは問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 33 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 33 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 34 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-3 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-1 から 1-3 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、5 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1 願い出の農地は、それぞれカキが栽培されており、体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 受付番号 1-2 願い出の農地は、カキやブドウが栽培されていました。体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

	受付番号 1-3 願い出の農地は、ミカンなどが栽培されていました。所有者には身寄りが無く、死亡による主たる従事者の申出書は、相続財産清算人が選任されてからとなったため、通常より遅く提出されました。しかしながら生前、耕作をされていたことを確認しております。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-4 について、3 番、山口委員、お願いいたします。
山口（幸） 委員	受付番号 1-4 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、5 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-4 の願い出の農地は、一体でイチゴなどが栽培されていました。お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-5 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀） 委員	受付番号 1-5 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、5 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-5 の願い出の農地は、一体でクリやカキ、ビワなどが栽培されていました。お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

	以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-1 の農地について、5 月 7 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はいずれも畑で、カキ、ミカン、ウメなどが作付けされており、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、24 番、横井委員、お願いいたします。
横井（慎）委員	受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 7 日に事務局職員と現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 の中川区法華西町の 2 筆の田は耕作準備中で良好に管理されていました。 このことから、主たる従事者がお亡くなりになるまで、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀） 委員	受付番号 4-1 につきまして、神野推進委員及び事務局職員と、5 月 7 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-1 の、農地の主たる従事者は、令和 6 年 3 月 7 日に亡くなりました。 証明願い出のありました港区小碓一丁目はじめ 2 筆は畑で、ミカン、カキ、ビワ等、果樹が栽培されており、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、調査の結果、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 34 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 34 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 35 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番

近藤委員	号 1-1 から 1-5 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。 受付番号 1-1 から 1-5 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、5 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1 の申請地は、ミカンが栽培されていました。 受付番号 1-2 の申請地は、ミカンやビワ、カキが栽培されていました。 受付番号 1-3 の申請地は、カキが栽培されていました。 受付番号 1-4 の申請地は、カキやウメ、マメ類が栽培されていました。 受付番号 1-5 の申請地は、カキやウメ、ソラマメ、タマネギが栽培されていました。 これらの農地はいずれも良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-6 について、17 番、久野委員、お願いいたします。
久野委員	受付番号 1-6 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、5 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地の南区鳴尾一丁目の 2 筆は、一体でかんきつ類が栽培され、鳴尾二丁目の 2 筆には同じく、一体でかんきつ類が栽培

	されており、いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-7 及び 1-8 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-7 から 1-8 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、5 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-7 の申請地は、ミカンやビワが栽培されていました。 受付番号 1-8 の申請地は、バレイショ、サトイモ、スイートコーンが栽培されていました。いずれも肥培管理良好です。 願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-9 について、3 番、山口委員、お願いいたします。
山口（幸）委員	受付番号 1-9 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、5 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。

	受付番号 1-9 の願い出の農地には、サツマイモやバレイショ、ナスなどが、栽培されており、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-10 及び 1-11 について、17 番、久野委員、お願いいたします。
久野委員	受付番号 1-10 及び 1-11 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、5 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-10 の願い出の農地には、ウメが栽培され、受付番号 1-11 の願い出の農地には、バレイショやネギなどが栽培されており、いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-1 について、5 月 7 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ミカン、タマネギなどが作付けされていまし

た。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-2 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。

箕浦委員

受付番号 2-2 について、5 月 7 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地はいずれも田で、耕作準備中でした。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-3 及び 2-4 について、21 番、松原委員、お願いいたします。

松原委員

受付番号 2-3 及び 2-4 について、5 月 2 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-3 の申請地は、上志段味特定土地区画整理の 1 筆に仮換地となっており、トウモロコシ、ナスなどが作付けされていました。

受付番号 2-4 の申請地は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に仮換地となっており、畑はトマト、キュウリなどが作付けされており、田は耕作準備中でした。

	願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-5 について、20 番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号 2-5 について、5 月 2 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地の、西区赤城町の 2 筆と比良一丁目の 1 筆は畑で、ミカン、オリーブなどが作付けされていました。残りの比良一丁目の 2 筆は田で、耕作準備中でした。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 7 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 の中川区服部二丁目の 1 筆の畑は、エダマメ、カボチャ、キュウリなどが植え付けられ、良好に管理されていました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭） 委員	受付番号 3-2 の農地につきまして、5 月 8 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-2 の中川区江松一丁目、五丁目、一色新町二丁目の畑は、トウモロコシなどの夏野菜などが植え付けられ、良好に管理されていました。 また中川区江松四丁目の田及び江松西町の畑は耕作準備中で、良好に管理されていました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-3 の農地につきまして、5 月 7 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-3 の中川区法華西町四丁目の 2 筆の畑は、キュウリ、タマネギ、トマトなどが植え付けられ、良好に管理されていました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭） 委員	受付番号 3-4 の農地につきまして、5 月 8 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-4 の中川区春田四丁目の 1 筆の田は耕作準備中で、良好に管理されていました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願います。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-5 の農地につきまして、5 月 7 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-5 の中川区西中島一丁目の 1 筆の畑は、カキ、ミカンなどが植え付けられ、良好に管理されていました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願います。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正） 委員	受付番号 4-1 の農地につきまして、熊澤委員さんと事務局職員で、5 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-1 の七反野二丁目の 1 筆は畑で、タマネギ、サヤエンドウなどが作付けされ、良好に管理されていました。

	また、事務局において申請時に申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。 以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 35 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 35 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 36 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-1 について、近藤正俊委員と事務局職員で、5 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1 願い出の農地は、農地の所有者が昨年亡くなられ、長男が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。ウメやマメ類などがそれぞれ栽培されていました。 また、申請者自らが耕作していることを確認し、これまでも農作業に従事していることから、今後も農地の管理を続けるこ

とは可能であると見込まれます。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 36 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 36 号議案の案件は証明いたします。

次に、第37号議案、生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について審議を行います。

本議案につきましては、現体制における総会において、はじめての審議案件となりますので、審議のポイントについて簡単にご説明いたします。

右肩に「参考」と記載した、「第37条号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第 1 条の規定による意見聴取について」の資料をご覧ください。

本議案は、生産緑地法施行規則第1条の規定により、生産緑地地区の指定について申出があった土地が、農地等に該当しているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。

	審議ポイントは、それぞれの土地について、すでに作付け等の実績があり、良好に管理された農地等に該当しているかどうかです。 配付資料①として、現地の写真をお配りしていますので、合わせてご覧ください。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-4 について、2 番、成田委員、お願いいたします。 受付番号 1-1 から 1-4 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で 5 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1、緑区桶狭間北二丁目の 1 筆には、かんきつ類などが栽培されていました。 受付番号 1-2、緑区桶狭間の 4 筆は、作付け準備中でした。既存の団地と隣接しています。 受付番号 1-3、緑区桶狭間の 3 筆には、バレイショやタマネギ、ナスなどが栽培されており、既存の団地と隣接しています。 受付番号 1-4、緑区八つ松一丁目の 1 筆には、ブドウが栽培されていました。 いずれも今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-5 について、5

	番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-5 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で 5 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-5 の申請地は、イチゴやネギなどが栽培され、良好に管理されています。 今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございます。次に、受付番号 3-1 及び 3-2 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-1 及び 3-2 について、5 月 8 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告します。 受付番号 3-1 の中川区江松四丁目の 2 筆の田は、耕作準備中で、良好に管理されておりました。 受付番号 3-2 の中川区かの里三丁目の 1 筆の田は、耕作準備中で、良好に管理されておりました。 以上 2 件について今後とも生産緑地として十分な管理が見込まれると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。 それでは、第 37 号議案について、農地等に該当すると回答してよろしいか、お諮りします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 37 号議案について、農地等に該当すると名古屋市長あて回答します。 次に、第38号議案、特定生産緑地の指定に係る意見聴取について審議を行います。 それでは、特定生産緑地の指定及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。 先ほどご覧いただいた、参考資料の裏面、「第38条号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」をご覧ください。 指定から30年経過する生産緑地のうち、経過後もその保全を行うことが良好な都市環境の形成を図る上で有効であると認められるものは、特定生産緑地として指定することができます。指定の期間は10年となります。 次に審議のポイントについてです。本議案は、特定生産緑地の指定について申出があった土地が、農地等として適正に管理されているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。 審議のポイントは、それぞれの生産緑地について、作付け等の実績があり、適正に管理された農地等に該当しているかどうかです。

山口（儀） 委員	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。東部・緑地区について、18 番、山口委員、お願いいたします。 東部・緑地区における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告します。 議案資料 19 ページと 20 ページに緑区、名東区分及び天白区分について、お示ししています。 それぞれの案件の「利用状況」欄 に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として、良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、西部・守山地区について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸） 委員	西部・守山地区で特定生産緑地の申出のあった農地について、担当委員と事務局職員とで調査した結果を、代表して報告します。 受付番号 2-1 から 2-4 までの「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、中川地区について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭） 委員	中川区における、担当委員及び事務局職員による調査の結果を報告します。資料は 21 ページから 23 ページでございます。 それぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、港地区について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀） 委員	港区における、神野推進委員及び事務局職員による調査の結果を報告いたします。 港区における申出地については、案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でありました。 今後とも特定生産緑地として保全が見込まれるので、特に問題はないと考えます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にはないようです。それでは、第 38 号議案について、お諮りします。 すべての案件について、農地等として適正に管理されていると回答してよろしいか、お諮りします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 38 号議案は、すべての案件について農地等として適正に管理されていると名古屋市長あて回答します。 本日予定しました議案は以上でございます。
議長（会長）	続きまして、報告に移ります。
横井（慎） 委員	ちょっといいですか。ちょっと聞きそびれました。ちょっとよろしいですか。 第 34 号議案、8 ページ。私がわからなかったで聞きたいんですが、生産緑地の指定が畑になってるんですけど、これというのは平米をずっと足して 881 平米ですけど、この表は 43.56 というのが書いてあるんですけど、どのようにはじいたらこうなるのかちょっと教えて欲しいです。お願いします。
課長補佐	事務局からご説明させていただきます。こちら資料が誤っておりまして、「他が 0」が正しいかと思います。畑が 2 筆、その他の「他」が 0 筆で、合計が 2 筆になりますので、合計も 2、0 で合計 2 筆になりますので、計の欄も 2 筆で 881.00 が正しいので、資料が誤っておりました。申し訳ございません。訂正させていただきます。
議長（会長）	よろしいでしょうか。すみませんでした。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願

いいいたします。

農政課長

それでは、令和 6 年 4 月 2 日から令和 6 年 4 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 13 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 22 件

続いて、14 ページから 21 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 24 件

続いて、22 ページから 44 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 68 件

続いて、45 ページから 46 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、47 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 3 件

続いて、48 ページから 50 ページにかけまして、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が 2 件

続いて、51 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 3 件

続いて、52 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

	それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。
議長（会長）	ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。 特にはないようです。 報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。
課長補佐	事務局のほうから 1 点ご報告させていただきます。 前回 4 月の総会の事業計画におきましてご承認いただきました 7 月 24 日の現地視察につきまして、概要を説明させていただきます。 当日ですが、午前に開始し、昼をまたいで 15 時過ぎに終了予定でございまして、港方面の農地と、令和 6 年 3 月にリニューアルオープンした、農業センターのご視察をしていただく予定でございます。 また正式な通知につきましては、6 月にさせていただきますのでよろしくお願い致します。 なお、当日の昼食なんですけれども、事務局が仕出し弁当を手配しまして、その支払いは令和元年度と同じく、全員協議会から支出をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にはないようです。

報告については、以上でございます。

それでは、以上をもちまして、令和6年第5回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時54分）